

「浜松市憲法を守る会」

一九九八年度総括

（九八年六月～九九年五月）

昨年度の総括で「憲法を取り巻く情勢は、更に危険度が増し、具体的な姿（日米安保新ガイドライン）を現してきた」と述べたが、今やその関連法案が足早に、衆参両議院で可決・成立してしまった。

（一）平和行進（第三七六～三八八回）

今年度も月例の平和行進を軸に、運動が進められ、九九年六月で第三八八回を迎えた。行進のテーマは、「エーワックス配備反対」から、「エーワックスは、浜松基地から帰れ」、さらに「安保ガイドライン法案反対」へと移って今日を迎えている。戦争の足音が近づきつつあるにも拘わらず、ほとんど参加人数は増えていない（二〇～二五名）。「さあ、どうするか？」これが歩きつつ感じる、我々の課題である。

（二）エーワックス反対から、新ガイドライン法案反対へ

市民の連絡会や、我々の会の反対にも拘わらず、エーワックスは、遂に四機が配備された。浜松基地は、名実共にアジア全域を警戒管制（にらむ）基地と化した。我々は、市民の多数を反対に立ち上がらせることはできなかったし、マスコミも、配備直前になって一斉に批判的記事を書いたが「時すでに遅し」であった。次に登場したのが、新ガイドライン法案である。我々は、米国に追従する参戦法案としてこれを捉え、百万人署名に取り組んだが、会員の盛り上がりも少なく、約四百の署名にとどまった。むしろ、会員の一人が出している月刊誌の読者に呼びかけたところ、約二千の署名が集まり、これを本会と平和遺族会の名で中央へ送った。

（三）九八年「六・一八浜松大空襲と

平和憲法を心に刻む会」

本会役員（当時は会員）の小池善之氏が、自ら中国の現地調査に向き、その報告講演「南京事件を考える」をされた。参加人数は少なかったが（二四名）、実に貴重な実証的内容であった。一五年に亘る侵略戦争の結果が、浜松大空襲を招いた原因の一つであることを心に刻み、平和憲法を守り生かすことが我々の責任であることを、改めて誓ったことである。

（四）九八年・敗戦記念日

八月一五日の午前中、本会独自の街頭宣伝を行い、平和憲法の危機、ガイドライン反対の訴えのビラ二千枚を配布した。午後は、市民の連絡会主催の「新ガイドラインと周辺事態法案は、私たちに何をもたらすか（一橋大学教授・山内敏弘氏：Uホール）」の講演会に参加し、戦争参加を政府に白紙委任する危険きわまる法案の本質を学んだ。

（五）九八年・浜松市主催

「八・一五戦没者追悼平和祈念式の協賛問題」で抗議我々は、「追悼平和祈念式」という名に安心していている間に、市当局は、「英霊にこたえる会・浜松支部（侵略戦争を認めず、戦没者を英霊と呼び、靖国神社を公式参拝を推進する団体）」と「静霊奉賛会・浜松支部（護国神社を維持管理する団体）」の協賛を得て、その祈念式を開く、というところでもないことを行っていた。

本会は、平和遺族会と共に、直ちに協賛取り消しと、両団体の上映する映画（特攻隊賛美、天皇即位十周年記念）の中止を要求する公開質問と抗議を行い、同時に、市役所内から両団体の事務局の撤去を求めた。数回の交渉の結果、「英霊にこたえる会」の事務局を市役所内から撤去させ、九七年度まで両団体の使用する会場費を、市が負担（税金）していたことを九八年度から、改めさせることに成功した。しかし、静霊奉賛会の問題は、未解決のまま、今日に至っている。

（六）九八年「戦争と平和を考える十二月集会」に参加
「エーワックス配備に反対する市民の連絡会」の十二月集会に参加し、「戦後日本における戦争の記憶と平和の構造（東京都立商科短期大学教授・大日向純夫氏）」の講演を聞いた。自由主義史観派や、小林よしのり著「戦争論（マンガ本）」などが、教師や若者の中に受け入れられつつあるという。我々は、平和・人権などの普遍的価値の重要性を心に深く認識し、主張しなければならぬと考えさせられた。

（七）九九年・第一九回「二・一一集会」

今回は、「戦争肯定論を批判する（埼玉大学教授・安田浩氏）」の講演を中心に、参加団体二二、約九〇名が参加した。多くの団体が協力する唯一の集会として、今後にも重要な働きをする集会であろう。

（八）九九年・第一回反エーワックスデー

「三・二一シンポジウム」地域から作ろう、

二一世紀の平和を！≒（市民の連絡会主催）」

三月二一日（日）午後、森英樹氏（名大学教授・憲法学）、前田哲男氏（東京国際大学教授・軍事評論家）という錚々たる学者を招き、加えて地元で活動中の中村弘氏（萩丘住民の会）に発題を依頼し、小池善之氏が司会を担当して会が進行された。日本が「戦争をしない国（平和憲法）」から「戦争を行う国」へと転換する歴史的な時点に 있는ことを、法的に、軍事的に明らかにした堂々たる集会であった。

（九）九九年・「憲法記念日」の街頭宣伝

五月は、浜松祭りと重なり、「祭りには熱狂するが、憲法記念日は眼中にない」という季節である。しかし、我々は、午前中、憲法の素晴らしさと、ガイドライン法の危険性を訴えて街頭宣伝を行い、一三名の会員が「なぜ、米軍の言いなりに戦争に協力するのか」のビラ二千枚を汗を流しつつ配布した。

（十）九九年・「六・一八浜松大空襲と

平和憲法を心に刻む集会」

六月一八日夜、ビデオ「教えられなかった戦争・沖縄編：阿波根昌鴻・伊江島の戦い」を鑑賞して協議。ビデオのトラブル・上映時間の長さなどで、協議の時間が少なかったが、高校生・沖縄出身者など、新しい参加者と共に、心静かに平和の道を考える良い集会であった。

（十一）市民の連絡会の解散と、平和問題研究所の発足
約五年にも亘り、エーワークス配備反対に取り組んできた市民の連絡会は、「政府の行為」による配備を中止することは出来なかったが、市民やマスコミの間に、エーワークスの攻撃的側面をいささかなりとも認識させ、自衛隊や市当局に対して、地方自治や住民の生命と生活を守ることの重要性を再認識させることができ、一応の歴史的役割を終えたと判断し、今後は「浜松市平和問題研究所（仮称）」として再発足し、三月の反エーワークスデーの実施と、各種の平和に関する情報等を提供して行くこととなった（年額千円の会費）。

我々も市民の会の果たした役割を評価し、感謝し、今後は本会独自の平和運動を、更に強化して行きたい。

（十二）その他、憲法調査会設置、法相の違憲発言、ガイドライン関連法、盗聴法、君が代・日の丸法制化、エア・フェスタ99、米英イラク攻撃、NATOユーゴ空爆等々のすべてに対し、その都度、平和憲法の問題に立つ

て反対、または抗議文を送付した。

浜ホール・五号会議室（旧市民会館）

一九九九年度活動方針

一、国内外の情勢

A 国際情勢

（一）世界の現状を、大局的立場から見ると、世界平和を目指す国連の影が薄くなり、世界を実質的に動かしている力は、西には米国を中心とするNATO軍事同盟、東には日米安保軍事同盟の強化による世界支配であることが、誰の目にも鮮明に見えるようになった。

比較的新しいところで見ると、米軍によるスーダン・アフガニスタンへの攻撃、米英空軍によるイラク攻撃、更に今回のユーゴスラビアへの空爆などすべてが、国際法の根拠を持たない武力行使であった。国連は、米軍事力の前に、これを中止させる力も、話し合いによつて解決する力も封じられ、無力な姿を露呈した。

それでいて米国は、都合のよい時にだけ、国連を利用する。身勝手な、ならず者に似ているが、今しばらくは世界最強の軍事力と経済力を背景に、米国の力による世界支配が続くであろう。しかし、「ローマは、永遠ではない」のである。

国連を無視した米軍の空爆によつて殺され、苦しみ、家族は離散し、大量の難民となるのは、決まって一般の市民である。軍事力によつて、一時的・表面的に事態は収まったかに見えても、問題を本質的に解決したことはならない。世界の現実はその繰り返しである。

（二）軍事力が物を言う世界では、全ての国が必然的に自らの安全を守るという理由で、武器を開発・生産し、質量共に増強を計る。銃社会に、銃による殺人、犯罪が多発するように、軍備世界に戦争の絶えることはない。

この現実に目覚め始めた国連NGOが行ったハーグ平和会議（オランダ）で、軍備全廃の二本として、「日本国憲法第九条を世界に」と決議し、国連事務総長に提出した。これは、初めての出来事であり、世界的に画期的なことである。この決定を大切にし、世界中に広げたい。

（三）大国（国連常任理事国）は、核兵器を独占し、臨海前核実験を強行しつつ、その他の国に対しては、核拡散防止条約を押しつける。しかし、このような手前勝手がいつまでも続くものではない。この矛盾が爆発する前に、核の全面廃棄を実現しなければならない。

(四)毎年指摘することであるが、国連常任理事国が、通常兵器輸出のベスト五を占めていることは、彼らが皆、死の商人であることを意味する。彼らは世界平和よりも、自国の金儲け優先である。その偽善の罪は限りなく深い。

(五)南北問題(貧富の差)、飢餓問題、人口問題、更に地球環境破壊・汚染問題等は、じわじわと人類の首を絞めつつある。地球の生態系が崩壊すれば、人類も絶滅する。この問題を解決することが、人類が二一世紀をも生き抜くための必須条件である。もはや、経済も、政治も、自国中心の国益追求から脱却し、わが国憲法第九条の指し示す「軍備なき平和共存社会」を作り上げ、一致協力して人類の未来を切り開かねばならない。

B 国内情勢

敗戦後五三年間、あいまいな言葉を操りながら、ごまかし続け、多少の遠慮を示しながら軍国主義・天皇制国家強化の政策を推し進めてきたが、最近になって、一気に仮面を脱ぎ捨て、公然とその正体を露わにしてきた。

米軍の起こす戦争に、自動的に参戦させられる「新ガイドライン法」を始め、「君が代・日の丸」の法制化、通信傍受(盗聴)法、(改悪のための)憲法調査会設置、国民総背番号制、そして、有事立法となると、当然戦争となつて戦死者が出ることになり、靖国神社復権へと突き進む可能性が十分にある。

これは、明らかに「戦前」体制の急速な整備であり、「戦争をしない国(平和憲法)」から「戦争をする国」へと、一八〇度転の歴史的転換点に、今立つに至ったことは間違いないことである。

しかも、日本経済が瀕死の重症にあえぎ、金融機関・企業などの相次ぐ倒産、失業者の激増する中で、国民の目を経済危機から逸らしつつ、一気に戦前体制を推進している。

自・自・公の、数を頼んだの強行策は、「小渕恵三、鬼より怖い、にっこり笑って法通す」という、ブラックユーモアを楽しんでいることはできない。これは、思想も理想もない、小渕首相の「ニッコリファシズム」である。政府の行為によって、再び戦争の惨禍を招く足音を聞き取って、対処しなければならぬ。

二、具体的な活動方針

(一)NGO主催のハーグ平和会議は、日本国憲法第九条を手本にすることを国連に提案した。この機会を

逃さず、国際的に運動を広げる手だてを探り、さらに、この第九条を世界に広める努力を開始する。

(二) 国際的にも、国内的にも、行き詰まりつつある状況を突破するのは、これまでの力の政策を百八十度転換して、憲法第九条の非武装・戦争放棄しか、道が残されていないことを、政府や国民に訴え続けていく。また、これを実行できる真の護憲勢力の結集にも努力する。このため市民、特に若者たちの心に、平和の灯火を点じ、我々の運動への参加を呼び掛けている。

(三) 憲法感覚を鋭敏にし、憲法の精神を実現するため学習活動を強化し、当面する課題に取り組む。

① 運動の柱として、今後も憲法を守る平和行進をねばり強く継続する。

② 運動を展開する準備や計画を練るため、役員会を毎月一回開催する。また、その際、可能な限り「ミニ学習」を行う。

③ 会員増加は、急務であり、更に努力する。

④ 憲法を学ぼうとする人々や、団体の要請に応じて講師を派遣する。

⑤ 必要に応じて、具体的に行動し、講演会やその他の催しを企画し、実行する。

⑥ 当面、防衛費の大幅削減(目標は全廃)と、海外派兵阻止、AWACSの撤去、空中給油機の配備阻止のために全力を傾ける。

⑦ 我が国に、まず憲法第九条を実現し、同時に第九条を世界に輸出することに努力し、世界の軍備全廃を目指す。

⑧ 政府や国民に、過ぐる侵略戦争への反省・謝罪・補償の重要性を訴えると共に、反戦平和のため立ち上がるように訴える。

⑨ 国連NGO(非政府組織)と連帯する。

⑩ 二・一一集会(信教の自由を守る集会)

五・三集会(憲法記念日)

六・一八集会(浜松大空襲)

八・一五集会(敗戦記念日)

* これらは、場合によっては、他の市民団体と協力し、集会や宣伝活動を行う。

⑪ 平和遺族会、護憲勢力、平和問題研究所、その他、生命と暮らしを守る市民団体・民主団体と連帯し、力量に応じて協力し合う。

⑫ 浜松基地をめぐる諸問題(騒音対策、航空祭、ブルーインパルス、航空博物館の監視など)に

都市・浜松の実現に努力する。対応し、最終的には基地を撤去して、平和